商業系土地利用 　　 記入日：　　　年　　月　　日

【デザインの基本的考え方】

☞ ガイドラインP22

チェックリストの記入に当たっては、「美しい都市づくりのためのデザインガイドライン」の該当ページを参照してください。

【記入例】

☞ ガイドラインP81

敷地とまちとの関係性チェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| 対象地 |  |
| 立地特性の読み解き | 対象地周辺の景観等について、読み取った結果を記入してください。（周辺のまち並みの特徴、道路や公園などの公共空間からの見え方、地域の歴史や営み　等）☞ ガイドラインP9 |
| 景観形成のコンセプト | 立地特性を読み解いた結果と、周辺との調和を考慮して、検討したコンセプトを記入してください。☞ ガイドラインP13 |
| 景観資源への配慮 | 敷地周辺に景観資源がある場合には、あてはまるテーマに応じた配慮のポイントを考慮して、具体的に配慮した点を記載してください。【あてはまるテーマ】　[ ]  水辺　　[ ]  緑　　[ ]  歴史・文化　　[ ]  人の集まる場所（印をつけてください）　　　[ ]  暮らし　　[ ]  その他（　　　　　　　　　　　　　　　）【具体的に配慮した点】☞ ガイドラインP14 |

項目ごとのチェックリスト

デザイン上特に配慮が望まれるものが、配慮事項としてあげてあります。項目を確認し、配慮した項目については印をつけてください。また、配慮した点や配慮できなかった点（その他留意した点）について、記入欄に具体的に記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準と配慮事項 | 記入欄 |
| Ａ配置 | Ａ-２ 道路等と連続したオープンスペースなどについては、公共空間とのつながりに配慮した配置とする☞ ガイドラインP36 | 具体的に配慮した点、配慮できなかった点を記載 |
| [ ] 　壁面の位置や塀の位置は隣とそろえる。[ ] 　一部壁面位置を変化させ、店先の滞留空間等を生み出す。[ ] 　敷地内の空地は歩道と一体となるよう配置する。 |
| Ａ-４ まち並みの連続性に配慮しつつ、駐車場などの出入口は、にぎわいを損なわないように配置する☞ ガイドラインP37 |
| [ ] 　駐車場はできるだけ裏側に配置するなど、通りの連続性を分断しないよう工夫する。[ ] 　駐車場の出入口の配置や誘導サインに留意する。 |
| Ａ-５ 駐車場は道路から自動車が直接見えにくい配置とするか、植栽等により周囲の景観と調和した配置とする☞ ガイドラインP37 |
| [ ] 　駐車場の周囲は、植栽を施すなど、車の目立たない工夫をする。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準と配慮事項 | 記入欄 |
| Ａ配置 | Ａ-６ 敷地内には、可能な範囲で地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、配置する☞ ガイドラインP38 | 具体的に配慮した点、配慮できなかった点を記載 |
| [ ] 　通りに面した所に植栽スペースを設ける。[ ] 　隣地境界部に植栽スペースを配置し、緑の奥行きを生み出す。 |
| 形 態 意 匠形 態 意 匠 | Ｂ外壁等 | Ｂ-２ 壁面や開口部は、まち並みのスケール感に応じたきめ細かな表情づくりを工夫する☞ ガイドラインP39 |  |
| [ ] 　境界領域の壁面は窓面や開口部等のオープンなつくりとし、商業地らしいまち並みづくりに努める。[ ] 　壁面を雁行させたり、色彩を変化させるなど単調にならないよう工夫する。[ ] 　建築壁面を部分的に覆うような植栽を工夫する。[ ] 　仕上げの違うブロックや飾り目地等をアクセントとする。 |
| Ｂ-５ まち並みに調和したデザインとする☞ ガイドラインP41 |
| [ ] 　周囲の建物の外壁と意匠上の共通点を設けデザインイメージを合わせる。 |
| Ｂ-６ 駅周辺や商店街では、低層部はにぎわいの連続性に配慮したデザインとする☞ ガイドラインP42 |
| [ ] 　低層部に店舗を配置し、にぎわいの連続性に配慮する。[ ] 　非店舗の壁面は、ギャラリーや緑を配するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。 |
| Ｂ-８ 中高層住居系施設や商業・業務系施設の場合、エントランス（玄関）は、わかりやすく印象的なデザインとする☞ ガイドラインP44 |
| [ ] 　車や歩行者の動線に配慮し、アプローチや入口の場所が分かりやすいデザインにする。 |
| Ｂ-９ 敷地内の立体駐車場は、建物本体と調和するようデザインする☞ ガイドラインP44 |
| [ ] 　立体駐車場は壁面の分節化や低層部の仕上げ材の工夫、緑化修景等によって周辺の建物との違和感がないように気をつける。 |
| Ｃ屋根 | Ｃ-１ 周辺の建物と調和するようデザインする☞ ガイドラインP45 |  |
| [ ] 　地区の景観に配慮した屋根形状や色彩とする。[ ] 　屋上設備など突出する部分は、ルーバーで覆ったり壁を立ち上げるなどして、目立たないよう修景する。 |
| Ｄ屋外設備等 | Ｄ-１ 室外機や屋上設備などの設備機器は、周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、目立たないよう工夫する☞ ガイドラインP46 |  |
| [ ] 　室外機等は通りから目立たない所に配置し、壁や緑で修景する。[ ] 　広告・看板類は極力数や大きさを抑え、すっきりと見せるよう努める。 |
| Ｄ-２ 外階段は建物と一体的に計画するなど、建物本体との調和を図る☞ ガイドラインP47 |
| [ ] 　外階段は、ルーバーで覆う、建物の一部に取り込む等の修景をする。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準と配慮事項 | 記入欄 |
| 形 態 意 匠 | Ｅ外構・緑化等 | Ｅ-２ 敷地の接道部は、にぎわいの連続性の確保や緑化による歩行空間の魅力向上に配慮する☞ ガイドラインP48 | 具体的に配慮した点、配慮できなかった点を記載 |
| [ ] 　歩道と舗装デザインやパターンを合わせて、通りとの一体感を生み出す。[ ] 　歩行者が一休みできるような小広場や通り道などの創出に努める。[ ] 　敷地内への見通しを確保する。[ ] 　塀や壁が連続する場合は、素材の工夫やプランターの設置等により、単調にならないよう工夫する。[ ] 　歩行者が利用できるストリートファニチャーを設置し、にぎわいを演出する。[ ] 　植栽やサイン、モニュメント等の工夫により、入口をシンボリックにみせる演出に努める。[ ] 　店舗や建物のイメージを表現する小物で、店先を演出する工夫をする。 |
| Ｅ-４ 駐車場の緑化、建物の壁面緑化等により、緑豊かな空間づくりに努める☞ ガイドラインP50 |
| [ ] 　芝ブロック等により、青空駐車場の路面が目立たないような工夫をする。[ ] 　壁面後退部分を駐車場として利用する場合は、緑化修景を施す。 |
| Ｅ-５ 敷地内に緑等がある場合は、できる限り保存・活用を図る☞ ガイドラインP51 |
| [ ] 　既存の樹木は保全し、外構デザインの一部としていかす。 |
| Ｆ色彩 | Ｆ-１ 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する☞ ガイドラインP53 |  |
| [ ] 　部位や外装材の変化と合わせて色彩を積極的に使い分け、スケール感を軽減する。[ ] 　威圧感のある低明度色や派手で視界を遮るような高彩度色を大面積で使用しないようにする。 |
| Ｆ-３ にぎわいの中にも秩序が感じられる色彩を基調とし、周辺との調和を図る☞ ガイドラインP53 |
| [ ] 　中・高明度で中・低彩度の色彩を基調とし、アクセント色をバランス良く採り入れる。[ ] 　開放的な印象を与える、ガラス等の素材の色彩をいかす。 |
| Ｇ夜間 照明 | Ｇ-１ 暖かみのある光源を用い、周囲と調和した夜間景観を演出するよう照明方法等を工夫する☞ ガイドラインP54 |  |
| [ ] 　暖かみを感じる色温度の低い光源を用いる。[ ] 　周辺道路とのつながりに配慮して照度や光源、設置する高さ等の設定を行う。[ ] 　夜間でもシースルーシャッターを用いてショーウィンドウの照明を行うなど演出を工夫する。[ ] 　サインや屋外広告物の照明は上空への光漏れを防ぐため、上から下方向に光を当てる。 |
| Ｇ-２ 点滅・動光する誘目性の高い光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く☞ ガイドラインP56 |
| [ ] 　法令等により規定されているもの以外に点滅・動光する光源を使用しない。 |
| その他 | 上記の項目以外でも特に配慮した点があれば記入してください。 |